

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(97)」

2. 日時：平成29年3月8日（水）10時00分～12時30分

3. 場所：原子力規制庁7階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：内藤安全管理調査官、御田安全管理調査官、竹内安全審査官、田上安全審査官、野田安全審査官、谷安全審査官、佐口安全審査官、江崎安全審査官、竹野技術参与

東京電力ホールディングス：土木調査担当部長 他 8名

5. 要旨

①東京電力ホールディングスから、平成25年9月27日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の設置変更許可申請のうち、敷地の地質・地質構造、基準地震動の策定、並びに津波評価に関して説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

【敷地の地質・地質構造について】

- ・ F<sub>3</sub>断層の性状の記載については、L<sub>1</sub>断層及びL<sub>2</sub>断層とあわせて破砕部の性状を具体的に記載し、性状の違いを示すこと。
- ・ 条線データについては、計測位置の説明の記載を適正化すること。

【基準地震動の策定について】

- ・ 地震動評価における孤立した短い活断層の扱いについては、震源断層の考え方について整理すること。

- ・解放基盤面の設定については、解放基盤表面と基準地震動評価位置の関係について記載の適正化を行うとともに、大湊側と荒浜側の範囲について説明を行うこと。
- ・敷地周辺の震源として考慮する活断層については、地質調査等による評価過程の概略を説明すること。

③東京電力ホールディングスから、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉 資料変更箇所
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉 敷地の地質・地質構造について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉 基準地震動の策定について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉 基準地震動の策定について  
【補足説明資料】
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における津波評価について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における津波評価について 【補足説明資料 2/2】